



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	自動公衆送信の日中比較研究 : WIP0条約からの軌跡 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	孫, 友容
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第12966号
Issue Date	2018-03-22
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/69374
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Yourong_Sun_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学）氏 名 孫 友 容

審査担当者	主 査	教 授	田 村 善 之
	副 査	教 授	吉 田 広 志
	副 査	教 授	嶋 拓 哉

自動公衆送信の日中比較研究—WIPO 条約からの軌跡—

著作権法においてインターネット等のネットワークを介して行われるインタラクティブ送信行為をいかなる要件の下に規律するのかという点に関する国際諸条約の成立過程と、日本と中国の裁判例、学説を検討し、各国の制定法に残された裁量の余地と、そのなかでの日本、中国における議論の特異性を炙り出すことを目的とする論文である。

インタラクティブ送信を規律する WIPO 著作権条約、WIPO 実演・レコード条約は、公衆にインタラクティブに利用可能化する行為を捕捉する内実を伴ったものでありさえすれば、そのための権利が既存の権利の拡張によるのか、新たな権利として設けられるのかということに関しては各国の自由に委ねる「傘型解決」を採用したことが明らかにされる。

この傘型解決の下、日本法は、法により権利が限定列挙されているという前提の下、放送、有線放送、自動公衆送信の区別を柱としつつ、それらを包括する公衆送信権を設けたうえ、自動公衆送信の前段階の行為を「送信可能化」として概念化し、著作権のみならず、著作隣接権者である実演家やレコード製作者にも排他権を認めている。特に「送信可能化」、「自動公衆送信装置」に関して詳細な定義を設けているところに特徴がある。他方、中国法は、権利が限定列挙されているわけではないという立場が主流となっており、条約対応のために設けられた「情報ネットワーク伝達」権はその定義の外延が明確に定められておらず、しかもそこに把握しえない行為に関しても、包括的な権利解釈により規制が可能と解されているという特徴がある。

そのようななか、日本では、細かな定義がなされたために、権利の広狭や権利の区別に関する解釈に紛れが起こることは少ないが、他方で、立法時に予想しえなかったビジネス手法(e.g. スターデジコ事件)や、新たな技術が登場するたびに、法改正により対応を迫られている。他方、中国では、こうした問題が起きるたびに柔軟な解釈による対応がなされているものの(e.g. インターネット放送)、裁判例や司法解釈が統一されるまでは、予測可能性を欠き、放送権、情報ネットワーク伝達権の境界線も不明確であり、契約解釈等に問題を生じせしめている。その様相を、本論文は、インタラクティブ要件(e.g. IP マルチキャスト、インターネット放送)、公衆要件(e.g. 番組転送サービス、イントラネット等における不特定少数受信者・特定多数受信者の取扱い)、送信行為(e.g. 送信主体、ディープリンク、アプリケーション・プログラム等の取扱い)に関して、具体的な裁判例や学説の議論を詳細に検討している。

本論文は、同一の国際条約に端を発する 2 カ国のその後の各国の立法、司法を比較するという方法論の下、特に権利に限定列挙主義をとる日本法と、権利に包括主義をとる中国法を素材とする点で、興味深いテーマを選んだといえる。そのうえで、国際条約で採用された傘型解決の得失について、日本法、中国法を題材とした本格的な比較法を提供する数少ない邦語文献として貴重

な業績といえる。その反面、本論文は、インタラクティブ送信に対する権利の定め方と解釈上の諸論点に関して一定の立場を示すというよりは、条約の成立過程と日中の立法の経緯、裁判例と学説の進展を中立的に描写することを目的としている。本格的な解釈論や立法論の提示は将来の課題となり、本論文は、そのための文字通り予備的考察を提供するに止まる。傘型解決の得失は解明されたが、その是非に対する筆者の立場は留保されており、今後の研究に委ねられている。もともとそのような慎重な叙述の態度により、条約の形成過程や日中の現状の比較が明晰となっているところもある。また、個々の論点に関しては、日本の立法における自動公衆送信の定義の特異性とそれに伴う問題点(とりわけ、制限規定の適用如何)、日本のまねき TV 事件最判に関して総合衡量論ではなく、自動公衆送信装置と送信主体論との関係に関して後者を先行させたに過ぎないという理解を示すなど、示唆的なものも多い。審査委員全員の一致をもって博士号取得に値すると判断した。